同性カップルに対する法的保護の可能性

―LGBTに関する最近の動向を踏まえて―

新島一彦

I はじめに

II

同性カップルの一方から「不貞行為」をした

他方への慰謝料請求が認められた事例

現行法における同性カップルへの対応

III

Ⅳ LGBTに対する法的保護の現状

VI おわりに

V 内縁

(事実婚)

保護法理とその適用可能性

I はじめに

同性愛者)、Bisexual(両性愛者)、Transgender(性転換者、異装愛者、 昨今、「LGBT」という言葉を聞くことが増えてきた。「LGBT」とは、Lesbian(女性同性愛者)、Gay(男性 性別越境者)の頭文字を取ったもので、

とが話題になり、「同性パートナーシップ」や「同性婚」に関する報道が多くなっている。また、二〇一九年二月一 指向と性自認に関する性的少数者の総称である。とくに渋谷区が、いわゆる「パートナーシップ条例」を制定したこ

者」に対する対応に関するパンフレットを発行している。

求め、 四日には、 札幌、 民法や戸籍法の規定は違憲だとして、 東京、 名古屋、 大阪の四地裁に一斉提訴したことが報道されている。 同性カップル一三組が、 国を相手に一人あたり一○○万円の賠償を

域 同性婚」 NPO法人 「EMA日本」の調査によれば、二〇二〇年五月現在、二八ヵ国 がパートナーシップを認めている。 を実質的に認める判決に対する関心が強まっている。 (図表1参照)さらに平成二七年六月にアメリカの連邦最高裁判: また、 教育現場においても文部科学省が (地域) が同性婚を認め、 一三カ国 所が下した 「性的少数 地

と 能性について検討する。 本稿は、 その控訴審である令和二年三月四日の東京地方裁判所の判決を素材として、 同性カップルの関係解消と慰謝料請求に関する令和元年月九月一 その際 L G B T に対する現行法制度における法的保護の現状につき、 八日の宇都宮地方裁判所真岡支部の判決 同性カップルに対する法的保護 立法、 行政、 国際 0) 前

組織 国 連 などの状況を概観しながら、 若干の検討を試みるものである。

宇都宮地方裁判所真岡支部 東京地方裁判所 令和二年三月四日判決 令和 元年九月 (裁判所ウエブサイト) 八 日 判 決 (裁判所ウエブサイト)

慰謝料請求が認められた事例 ■ 同性カップルの一方から「不貞行為」をした他方へ

【図表 1】 同性婚が認められている国・地域 (2020年 5 月現在)

	国 名	法律施行日
1	オランダ	2001年4月1日
2	ベルギー	2003年6月1日
3	スペイン	2005年7月3日
4	カナダ	2005年7月20日
5	南アフリカ	2006年11月30日
6	ノルウェー	2009年1月1日
7	スウェーデン	2009年5月1日
8	ポルトガル	2010年6月5日
9	アイスランド	2010年 6 月27日
10	アルゼンチン	2010年7月22日
11	デンマーク	2012年 6 月15日
12	ブラジル	2013年 5 月16日
13	フランス	2013年 5 月18日
14	ウルグアイ	2013年8月5日
15	ニュージーランド	2013年 8 月19日
16	英国	2014年 3 月29日※
17	ルクセンブルク	2015年1月1日
18	米国	2015年 6 月26日
19	アイルランド	2015年11月16日
20	コロンビア	2016年 4 月28日
21	フィンランド	2017年3月1日
22	マルタ	2017年9月1日
23	ドイツ	2017年10月1日
24	オーストラリア	2017年12月9日
25	オーストリア	2019年1月1日
26	台湾	2019年 5 月24日
27	エクアドル	2019年 6 月12日
28	コスタリカ	2020年 5 月26日

出典:NPO 法人EMA日本

[※]英国は2014年3月にイングランドとウェールズにおいて、2014年12月にスコットランドにおいて、2020年1月に北アイルランドにおいてそれぞれ同性婚が認められた。

【事実の概要】

の後、 ング) ことをXに伝え、 た。 供を受けることに挑戦したいと考え、平成二八年一二月二八日から平成二九年一月三日まで、 は女性であり、 は、 二九日、 いきたい」と述べた。そこで、X、 イベントで知り合い、 Yの精子の状態が良くないことから、 両者で育てることを計画し、SNSを通じて提供者を募集し、募集に応じたY2 YiはXの元に戻るなり、 日本においても結婚式を挙げ、 があったことを認めた。 YとYは連絡を取らないことを約束してXとYは同居を継続した。 米国ニュー (昭和五 Yı は、 当時は戸籍上も男性。 |六年生まれ) Yは平成二九年一月一二日にXと同居していたアパートを出て友人宅に宿泊するようになり、 Y本人からシリンジ法 ヨーク州で婚姻登録証明書を取得し、 同年三月から交際を開始し、 Xに対して「私はXのことが好きだけど、 と Yi 女 話し合いの結果、XとYの今後の関係は、 Υį 披露宴も開催した。 (昭和六) 人工授精ではなく顕微授精を行い妊娠したが、平成二八年一○月二二日流産し 後に性同 Yで話し合いが行われたが、その際YはYと挿入を除いた性行為 (採取した精液をシリンジ 一年生まれ) 一性障害者として戸籍上の性別を女性に変更) 平成二二年二月から同居を開始した。 両者は、 は、 同州内で結婚式を挙げた。 平成二二年一 第三者からの精子提供による人工授精を受けて出産 (注射器) Y2のことも好きになった。 両者の決定に委ねるということになり、 しかし、その後、 月頃にレズビアンを対象としたクラブの で膣内に注入すること)での精子提 (身体的には男性だが、 また、 その後、 平成二七年五月一〇日に Yı は、 に精子提供を依頼した。 Yのアパートに宿泊 両方と付き合って 平成二六年 XでなくY2を選ぶ (ペッティ 精神的に 一二月 同月 そ

合手術を受けることになり、 YiとYzは不妊治療を開始し、 同年九月一 平成三〇年八月九日に長女を出産し、 九日に離婚した。 Y2は同年一一月二七日に性同一 同月 五日婚姻した。 性障害者の性別の しかし、 Y2 が 同 扱 月 0 別適 特

アパ

1

1

から荷物を搬出し、

Xとの別居を開始した。

例に関する法律三条の裁判が確定し、戸籍上女性となった。

不法行為に基づき、 X は、 Y1とY2に対し、 婚姻関係の解消に伴う費用等相当額三三七万四○○○円及び慰謝料三○○万円を求める訴訟を起 両者が不貞行為を行った結果、XとYの同 性 の事実婚 (内縁関係) が破綻したとして、 共同

第一審は、 Xの請求のうちYに対して一一○万円、 弁護士費用一 ○万円の限度で支払いを命じ、 Yに対する請求は

この判決に対し、 Yį Y2は控訴。 X は Yiに対し、さらに慰謝料二〇〇万円の支払いを求める附帯控訴をした。

棄却された。

第二審は、

いずれの控訴も棄却し、

第一

審の結論が維持された。

【第二審における裁判上の争点】

- | 権利又は法律上保護される利益の有無
- Yが故意又は過失によりXの権利又は法律上保護される利益を侵害したか否か
- 三 因果関係・損害について

裁判上の争点に関する第二審の判断は以下のとおりである。

権利又は法律上保護される利益の有無

XとYとの関係は、 他人同士が生活を共にする単なる同居ではなく、 同性同士であるために法律上の婚姻の届出

じる法律上保護される利益を有するものというべきである。 ことができる。したがって、YIとXは、少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに、 平成二八年一二月当時、 はできないものの、できる限り社会観念上夫婦と同様であると認められる関係を形成しようとしていたものであり、 男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあったという 婚姻に準ずる関係から生

度を採用する地方自治体が現れてきているといった近時の社会情勢を併せ考慮すれば、 制度を採用する国・地域は世界中の約二○%に上っており、日本国内においても、このようなパートナーシップ制 こと自体は許容されるものと解される上、 士のものであることのみをもって、Xが法律上保護される利益を有することを否定することはできない。 そもそも同性同士のカップルにおいても、 同性婚を認める国 **一・地域が二五を超えており、これに加えて登録パートナーシップ等の関係を公的に認証する** 世界的にみれば、令和元年五月時点において、 両者間の合意により、 婚姻関係にある夫婦と同様の貞操義務等を負う YとXの本件関係 同性同士のカップルにつ が 间 性同

Yが故意又は過失によりXの権利又は法律上保護される利益を侵害したか否か

YiとXは、

法律上保護される利益が侵害されたものとして、YIに対し、その損害を求めることができると解すべきである。 の者と性的関係を結んだことにより、 本件関係の解消をやむなくされた場合、 Xは、Xの有する不法行為に関して

互いに婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有していることからすれば、

YiがX以外

三 因果関係・損害について

争点二で検討したとおり、 X は、 YがY2と性的関係を結んだことにより、 本件関係の解消をやむなくされたもの

その実態に応じて、

一定の法的保護を与える必要性は高いということができる。

公知の事実である。

かかる社会情勢を踏まえると、

(婚姻届を提出することができるの

同性のカップルであっても、

地方自治体が現れてきていることは、

と認めることができ、 損害額については、 これを理由として、 Yexとの関係は法律上認められた婚姻関係ではなく、 Yに対し、その損害の賠償を求めることができるというべきである。 婚姻に準ずる関係であることなどの

程度は、 取り扱い 本件に現れた一 X は、 それぞれの関係の実態に基づいて判断することが相当であるから、 の差別である旨主張するが、 事実上の夫婦でありながら、 切の事情を総合すれば、 性別によって差異を設けているのではなく、 異性と同性とで法律上の保護に値する利益に差異を設けることは性別による Xの精神的苦痛に対する慰謝料は一○○万円が相当である。 Xの主張は採用できない 婚姻に準ずる程度とその

【判決の検討

(ア)権利又は法律上保護される利益の有無について

化し、 公的に認証する制度を採用する国もかなりの数に上っていること、 を法律上も認める制度を採用する国が存在するし、 生活関係にあると認められるものについては、 そうすると、 行為法上の保護を受け得ると解するのが相当である。」と判示し、 審は、 婚姻を男女間に限る必然性があるとは断じ難い状況となっている。 法律上同性婚を認めるか否かは別論、 同性カッ プル間の関係が内縁関係 それぞれに内縁関係に準じた法的保護に値する利益が認められ、 (事実婚) 法律上の婚姻までも認めないとしても、 同性カップルであっても、 としての保護を受けるか否かという点について、 その理由として 日本国 世界的に見ても、 内におい その実態を見て内縁関係と同 ても、 「近時、 このような制度を採用 価 同性カッ 同性のカップ 値観や生活形態が多様 プル間 ĺ 間 視できる 0))関係を の婚姻 不法 する

の場合に、 に自らの意思により提出しない事実婚の場合と比べて、法律上婚姻届を提出したくても法律上それができない にすぎず、 婚姻は、 およそ同性婚を否定する趣旨とまでは解されない 両性の合意のみに基づいて成立し」としているのも、 およそ一切の法的保護を否定することについて合理的な理由は見いだし難い。)また、 (傍線筆者) 憲法制定当時は同性婚が想定されていなかったから から、 前記のとおり解することが憲法に反 憲法 四四 同性婚 項が、

するとも認められない。」と述べている。 このように、同性カップル間の関係が、内縁関係(事実婚)として法的保護の対象となることを明言し、さらに、 第二審もこの点については、 第一審の判断を支持している。

憲法二四条の規定にも反しないと踏み込んでいる点は、注目に値する。

(イ)内縁保護法理の採用

事者に対して慰謝料請求が可能であると判断したことが重要である。 して、 本判決の最も大きな意義は、 婚 短に準ずる関係と認めたことにより、 同性カップルの関係が婚姻に準ずる関係 同性同士のカップル関係の解消において、 (内縁・事実婚) 解消の原因を作った一方当 と認められた点にある。そ

現代の社会情勢をより正確に認識していることが注目される。 互いをパ 間という長期に渡ること、 本件の同性カップルの実態が婚姻に準ずる関係にあるとしたことにつき、 ートナーとする意思が存在することが挙げられる。 ②XがYの人工授精に協力し、 Yとその子と住むためのマンションを購入したことなど、 また、 第二審判決は、 第一審判決は、 このような結論を導き出すために、 ① X Y1 間 間の同 居 が約七年

すなわち、「そもそも同性同士のカップルにおいても、 両者間の合意により、 婚姻関係にある夫婦と同様の貞操義

性同 務等を負うこと自体は許容されるものと解される上、 YzとYnの本件関係が同性同士のものであることのみをもって、 トナー を公的に認証する制度を採用する国 生の カ 制 プルにつき、 度を採用する地方自治体が現れてきているとい 同性婚を認める国 • 地域は世界中の約1 地域が一 (傍線筆者) 一五を超えており、 一〇%に上っており、 Xが法律上保護される利益を有することを否定するこ った近時 世界的にみれば、 の社会情勢を併せ考慮すれば これ加えて登録 日本国内においても、 令和 元年五月時点にお パ ートナー ・シッ このようなパ (傍線筆者)、 ブ 、等の関係 *(*) て、 同 1

適用することが可能となり、 同 性 同 士のカッ の論理を採用したものと思われる。 の関係を婚姻に準ずるものと扱うことにより、 内縁の不当破棄に対する慰謝料請求を認めた最判昭和三三年四月一一日 これまで判例が培ってきた 「内縁保護法理 (民集一二巻五 を

とはできない。」と判断したのである

<u>ウ</u> 慰謝料請 || | | 権 の 認容

両判決のもう一つの意義は、

号七八九頁)

を異性間のカップル (婚姻・ 内縁・事実婚) と同様に認めたことである。

同性カップルの一方の「不貞行為」につき、

不法行為として他方からの慰謝料請

求権

よる不法行為を理由することもできるとしている^[8] これまで、 内縁の不当破棄を原因とする損害賠償請求権の性質に関して、 判例 かは、 婚姻予約の不履行や 、準婚理: 論に

第一 審では 「同性のカップルであっても、 その実態を見て内縁関係と同視できる生活関係にあると認められ るも

るの のについては、 が相当である(なお、 それぞれに内縁関係に準じた法的保護に値する利益が認められ、 現行法上、 婚姻が男女間に限られていることからすると、 不法行為上の保護を受け得ると解す 婚姻関係に準じる内縁関係 事

きる」として、内縁関係の不当破棄として慰謝料請求を認めている。

姻と何ら変わらない実態を有しているということができ、 及びYは、 ら二人双方の血のつながった子をもうけることはできないという限界はあるものの、それ以外の面では、 (事実婚) 自体は、少なくとも現時点においては、飽くまで男女間に限られると解するのが相当であり、 日本では法律上の婚姻が認められていないために正式な婚姻届を提出することはできず、 そのものと見ることはできないと言うべきである)。」とし、「・・・これらの事実関係に照らすと、 内縁関係と同視できる生活関係にあったと認めることがで 生殖上の理 同性婚を内縁関 男女間の婚 由 Χ

当該同性カップルに対してストレートに婚姻に準ずる扱いをすることに踏み込んでいるのが興味深い。 に関して、 結合としての婚姻に準ずる関係にあったということができる。したがって、YとXは、少なくとも民法上の不法行為 なく、 られる関係を形成しようとしていたものであり、 この点につき、第二審では、 同性同士であるために法律上の婚姻の届出はできないものの、できる限り社会観念上夫婦と同様であると認め 互いに、 婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有するものというべきである。」として、 第一審が示したような括弧書きをせず、 平成二八年一二月当時、 「他人同士が生活を共にする単なる同 男女が相協力して夫婦としての生活を営む 居では

Ⅲ 現行法における同性カップルへの対応

一 成年養子縁組の利用

考えられる。

現行法において同性のカップルに、 扶養や相続等の法的効果を認めるための方法としては、 成年養子縁組 0 が利用が

方の親と養子縁組をする方法で「兄弟型」

と呼ばれるものである。

「親子型」では法的に親子となり

「兄弟型」では

期待できるが、 的つながりをつくる目的で養子縁組がその意思に基づいてい に養親子関係の設定を欲する効果意思」を求める実質的意思説と縁組の届出に向けられた意思とする形式意思説 る。 子縁組という 0 0 きく対立しており、 になるものであり、 ·養子縁組を有効としたものもあり、 存在は必要とされず、 なお、 一欲する効果との差、 成 民法における成年普通養子縁組の要件は非常に緩やかで、 養子縁組には、 とい 民法八〇二条一号は、 年養子縁組を利用する方法には、 我が国において、 が われるものである。 民法には、 満たされれば、 制度を形式的に借用して、 同性 扶養や相続等の法的効果の発生、 lカップルが養子縁組を利用することには注意が必要である^[1] 実質的意思説に従えば縁組は無効と解釈される。 夫婦となるものではない。また、 養親子間 目的の違法性などを考慮し、 ۱3 擬制的親子関係の創設の目的や動機も多種多様である。 原則として届出は受理される ートナーシップや同性婚が認められることになった場合、 「縁組をする意思がないとき」は縁組を無効すると規定している。 もう一つは、 の婚姻禁止規定があり、 身分行為に前提とされる実体と当該事案とのズレの大きさ、 一種類あるとされる。 実質的に同性婚やこれに類似した同性間の結合を認めるかどうかが 同性カップルの一 総合的に判断しているようである。 医療行為に対する同意や社会保険、 養親子であった者は縁組解消後も婚姻できない 縁組意思が問題とされることも考えられる。 (民法七九三条)。 れば、 養子となる者が尊属でないこと、 方の親の理解と協力を得て、 つは、 しか 応有効と解される。 同性カップル同 しかし、 Ų 成年養子の場合は、 判例には、 効果はあくまで法律上 この規定の改正が必要になる。 士 が 税制上の優遇措置等 したがって親子としての精神 同性カップル 直接養子縁組をする 縁組意思につい 情交関係のあった男女間 年長でないことの二つ すなわち、 法的効果と当 実質的な共同 (民法七三六条)。 の一人が相手 \overline{o} ては、 親子関係 Ō 間 成 |題とな 親 事者 生活 が大 年養 真

兄弟姉妹となる。「兄弟型」の場合は、七三六条の婚姻障害の問題はない。

二 準婚姻契約の締結

進 -婚姻契約の中には、 同性カップル同士で婚姻関係に準じた関係を作るための契約がある』

1 婚姻関係に類似する効果を発生させるためには、 契約の目的:法律上の夫婦に準ずる関係を結び、 婚姻の効力に関する項目を契約内容に盛り込む必要がある。 その関係の維持・発展を目的とすること。互いの愛情、 尊重、

信頼など関係の基本になる事項。

財産関係:夫婦財産制に関する事項。 権利義務関係:法律上の夫婦に認められる、 婚姻費用の分担 同居・協力・扶助義務 (民法七六〇条)、日常家事債務(七六一条)、 (民法七五二条) 貞操義務等。 財産

一の帰

(七六二条)、関係解消の際の財産分与、等。

属

4

子どもに関すること:養子を取ること。

3 2

(5) 相続に関すること:遺言書の作成、 ただし遺留分に注意する必要がある。 互いが受取人となる生命保険への加

生殖医療の利用に関すること、

監護費用等。

入等。

ただし、 婚姻に関する効力がすべて認められるわけではない。 例えば、 親族関係 (姻族関) 係 は発生せず、 (夫婦

同氏、 配偶者相続権等は認められない。 カップルが同じ氏になりたい場合は、養子縁組の利用が考えられる。

三 特別縁故者としての扱い、生存内縁者の居住権

に関する借地借家法三六条および ないと考える。 別縁故者の規定 また、 (民法九五八条の三) 生存内縁者の居住権についても、 「援用理 は、 論 主として内縁配偶者の保護を目的としているので、 が準用されるべきであろう。 持家に対する明渡請求を 「権利の濫用」 とした判例や、 その適用 に問 借家 題は

四 社会保障制度について

がら、 が認められなかった事例がある が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」と規定され(一条三項)、平成一九年、 情のある者を含む」とする立法が存在する場合は、 金について、 を受けたとする女性からの申立を受け、 なお、 社会保障制度 一方では、 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」においても、 犯罪被害者の同性パートナーに「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当しないとして、 (後述参照) 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第五条における遺族給付 においても、 (名古屋地方裁判所令和二年六月四日 裁判所が同法に基づく保護命令を他方のパートナーに下してい 内縁の配偶者を 同性カップルに対しても適用されるべきである。 「婚姻の届出をしてい (裁判所ウエブサイト)。 ない 配偶者には が、 同性パ 事実上婚姻 1 届 ナー 出をしてい 関係と同様 、 る。¹⁷ ・から、 しか 給付 しな 暴力 な 0 事

Ⅳ LGBTに対する法的保護の現状

この章では、 LGBTに対する法的保護の現状として、 「性同 性障害者の特例法」 を概観するとともに、 自治体

る

が制定した「パートナーシップ条例」について紹介し、 LGBTに対する差別に対する行政や、 国連の対応を紹介す

性同 性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律について

例法」という)がある。 現行法上LGBTに直接関係する法令としては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(以下「特 同法は、平成一五年七月一六日に成立し、翌年の平成一六年七月一六日に施行された。 図

より、 表 2 更の審判を受けた者は、「民法その他の法定の規定の適用について、 の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることの五つの要件のいずれにも該当する者の請求に 年の子がいないこと、 有する者」と規定する。そして、家庭裁判所は、①二○歳以上であること、②現に婚姻していないこと、③現に未成 は別の性別であるとの持続的な確信を持ち、 特例法二条によれば、 性別取扱いの変更の審判をすることができるとする(同条第三条一項)。そして、特例法に基づき性別取扱変 戸籍上の性別の取扱い変更審判申立件数の推移参照 ④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について他 性同一性障害者とは「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれと かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を (第四条一項)。 法律に別段の定めがある場合を除き、 他の性別

頁 この法律に関連する判例として、平成二五年一二月一○日の最高裁第三小法廷の決定 がある (民集第六七巻九号一八四七

に変わったもの」とみなされると規定している

本件は、 特例法三条一項の規定に基づき男性への性別変更の審判を受けた者が女性と婚姻し、 当該女性 妻 が A

269

姻後、

最高裁判例である。

児に嫡出の推定を認めたのである。

【図表2】戸籍上の性別の取扱い変更番判申立件数の推移(司法統計年報)																
年度	H16	H17	H18	H19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	令和
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		元年
新受 件数		243	257	284	440	466	537	639	742	786	831	877	902	924	860	953

がとともに抗告した。 長の許可を得て、 籍 の訂正を訴えたものである。 父の欄を空欄とし妻の長男とする戸籍の記載をした。これに対し、 第一 審、 二審とも新宿区長の主張を受け入れたので、 当該男性 男性と妻 が

最高裁は、 「性別の取扱いの変更の審判を受けた者については、

妻との性的

関係によって子を

戸

IÍI.

縁関係が存在しないことを理由に民法七七二条の嫡出の推定を受けないと判断し、

長に提出したが、

戸

籍事務管掌者である新宿区長は、

性別変更の審判を受けた者と男児との

間

東京法務局

男児を出産した。そこで出生届を新宿区

Ι

D

(非配偶者間人工授精) を受けて婚姻中に懐胎し、

結果もうけた子であり得ないことを理由に認めないとすることは相当でない」と判示し、 他方でその主要な効果である同条による嫡出の推定についての規定の適用を、 もうけることはおよそ想定できないものの、 一方でそのような者に婚姻することを認めながら 妻との性的 当該男 関係の 0

適用させる解釈をしている。

性別変更により男性になり、

民法七七二条は、

婚姻中に妻が懐胎した子は夫の子と推定されると規定しており、

最高裁

その後婚姻して夫となった者を父と認めたもので、条文をそのまま

ものとみなされるので、 前述したとおり、 性別変更の審判を受けた者は、 変更後の性別で婚姻や養子縁組などをすることも可能となる。 特例法第四条一 項により他の性別に変わった か L 婚

生殖補助医療を利用して子どもを設けた場合に問題となる。 本決定については、二人の判事の反対意見があり、三対二というきわどい決 本件は、 この点に関する初 0

定であった⁽²⁾

であるので、ここではこれ以上触れない。生殖医療の発展に伴い、現行民法が対応できていないことが根本的な問題(%) したがって、本決定については、学説上種々の批判があり、 議論を巻き起こしている。 親子法の根本に関わる問題

二 パートナーシップ条例等について

であることを指摘しておきたい。

では、渋谷区の「パートナーシップ条例」を簡単に紹介する。 日本においては、渋谷区をはじめとする数多くの地方自治体が、 「パートナーシップ条例」を制定している。

渋谷区の「パートナーシップ条例」

は、 の実現を図ること」である(第一条)。 施策の基本的事項を定めることにより、 多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の 平成二七年三月三一日、東京都渋谷区議会は、 「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」で、全一七条からなる。その目的は、「男女平等と その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって多様な個人を尊重し合う社会 いわゆる「パートナーシップ条例」を可決した。本条例の正式名称

社会的偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重される」社会を推進し、性的少数者の人権が尊重され ることをようにすることを目的とする。法的拘束力はないが、区営住宅での同居が保証されるほか、病院での面会な 本条例の特徴は、 区長が「パートナーシップ証明書」を発行する点にある。この証明書は、 「性的少数者に対する 271

のではあるが、

ど、パートナーとしての権利の一部が認められる。 としており、 条例に違反した場合、 是正勧告をしたうえで事業者名などを公表する場合もある また、 区民と区内の事業者は 「最大限配慮しなければならない」 (第一五条四項)。

/۱ ートナーシップ証明書の発行要件

義務があること、という二つの項目が必要的記載事項である(8) 意後見受任者の一人とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、 間には適用されない。 ない 同生活を営むにあたり、 反しないこと。 ること (二項二号)。④の 程度の実質を備える戸籍上の性別が同 両当事者が同居し、 渋谷区に居住し、 ②同性であること。第二条一項八号は、 ③当事者双方が、 当事者間において、 「区規則で定める事項」は、(一) 共同生活において互いに責任を持って協力し、 かつ、住民登録があることが要件となる。そして第一〇条の規定によれば、 相互に相手方当事者を任意後見契約に関する法律第二条第三号に規定する任 一である二者間の社会生活関係をいう」、としている。 区規則で定める事項についての合意契約が公正証書により交わされてい パートナーシップの定義として、「男女の婚姻関係と異なら 両当事者が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。 かつ、 及びその共同生活に必要な費用を分担する 登記を行っていること (二項一号)。 したがって、 ①公序良俗に ④ 共 男女

また、 合、 料、 なお、 等に関する項目が掲げられており、 任意後見契約を締結することで、 条例に違反した場合、 「手引き書」には、 一定程度の影響力があると考える。 任意記載事項の例として、 是正勧告をしたうえで事業者名などを公表することにしており、 当事者の関係を 民法の婚姻の効果に準ずる考え方が採用されている。 「契約」 療養看護、 として扱い、 日常家事債務、 法律上の実効性を確保しようとしている。 財 産関 係 財産 渋谷区内に限られるも このように渋谷区 寅 係 0) 清 一の場 慰謝

いその人を傷つけることになることもある。

Ξ

LGBTに対する差別の問題

LGBTの法的保護に関する問題を考えるとき、差別に対する問

ミングアウトしていなくてもLGBTの人の所作に違和感を抱き、 わゆる「カミングアウト」したあと周囲の者から、「いじめ」を受けて精神的障害を被ることがあり、 無意識のうちに差別的な発言や行動を取ってしま

込み、 件で、 了解を得ずに性的指向などの秘密を暴露する「アウティング」のケースである。 同性愛指向の学生が同性の学生に愛情告白をして、のちに告白された学生が無料アプリのLineでそのことを書き 近時の事件として、同性愛者であることを同級生に明かされた後、 遺族は、大学と同級生に計三〇〇万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁におこした事件がある。 友人たちに知れ渡ったという事件である。 本件は、 本人が自ら「カミングアウト」したものではなく、本人の 建物から転落死した一橋大学法科大学院生の事 この事件は

(ア)就職や職場、学校における差別に対して

LGBTに対する差別やいじめ等の問題は人権問題として捉える必要があり、

政府も一定の対策を講じている。

(一)男女雇用機会均等法施行規則の改正

か ントには、 の改正により、 ?かわらず、 厚生労働省は、 同性に対するものも含まれるものであることを明示した。また、被害を受けた者の性的指向又は性自認に 当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、対象となるものである(8) セクシュアルハラスメントの予防 平成二五年一二月に男女雇用機会均等法施行規則を改正し、平成二六年七月一日から施行した。こ ・事後対応の徹底を図るため、 職場におけるセクシ ア ラスメ

る、

という内容になってい

. る 文部科学省は平成二七年四月三〇日に、 性同 性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の 実施等に

学校における差別に対して

て」と題する通知を発出した。 その前文は、 ①性 |同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、 その治

知を図るとともに、 二四年八月二八日閣議決定) 性同 育相談の徹底について」を発出し、 配慮事項の中では、 心も高まり、 社会的な不利益を解消するため、 してきたこと。 ノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたこと。 |一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等をまとめたこと。 が議員立法により制定されたこと。②学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の その対応が求められるようになり、 ③平成二六年には、 悩みや不安を受け止める必要性は、 学校において適切に対応ができるよう、 を踏まえ、 平成一五年、 性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請 その後の全国の学校における対応の状況を調査し、 教職員の適切な理解を促進することが必要であること。 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 文部科学省は、 性同一 必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願 性障害に係る児童生徒だけでなく、 平成二二年、 「児童生徒が抱える問題に対しての教 (5) 様々な配慮の 「自殺総合対策大綱」 ⑥学校に対して、 į, 療の効果を高 (以下「法」 わゆる「性的 実例を確認 (平成 とい め 周 関 す

後 文部科学省も学校の現場に 教育現場におけるしっかりした対応が求められている。 おける 「性的 ロマイ ラ リ ŕ ィ」とされる児童 生徒に対応の必要性を認識しているが、 今

(三) 国連の対応

律の撤 平穏な集会の自由の保障、 酷・非人道的・名誉を傷つける行為の禁止、 ば、 らにして自由かつ平等:国際人権法における性的指向と性自認) じ、 Born Free and Equal: Sexual Orientation and Gender Identity in International Human Rights Law] (生ま ①同性愛や性同一性障害に対する偏見に基づく暴力からの保護、 |連人権高等弁務官事務所 廃、 ④性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止、 を訴えている。 (Office of the High Commissioner for Human Rights ③成人の同性間のプライベート上の性的行為を禁止し処罰する全ての法 ⑤LGBT及びインターセックスの人々の表現・結社 と題するパンフレットを発行している。これによれ ②拘禁されたLGBTの人々に対する拷問や残 【OHCHR】)は、二〇一二年九

れるよう法改正すべきことを勧告した。また、二〇一四年にも同趣旨の勧告がされている。 限 マイノリティの雇用、 日本に対しても、二〇〇八年、 DV法の保護からの同性パートナーの排除等)における差別への懸念を表明し、 住宅供給、 社会保障、 国連自由人権規約委員会は、 健康、 教育、 その他の領域 日本政府に対する総括所見において、 (例えば、 同性カップルの公営住宅の入居制 差別禁止事由に性的指向 セクシュ ーアル が含ま

V 内縁(事実婚)保護法理とその適用の可能性

できなかった。さらに、資本主義の発達により、 なかなか浸透せず、従来からの結婚の慣習に従う人びとが少なくなかった。 我 が国 一では、 明治時代に民法が制定され、 婚姻制度に届出婚主義を採用したため、 工場労務者や鉱山労務者が増加したが、 また、 婚姻障害に該当する者は、 当時は届出をすることが国民に 彼らの中には、 内縁夫婦 届出

多か 内縁を婚姻 ったため、 労務災害時の遺族補償を内縁者にも認める必要が生じた。 に準ずる関係として捉え、 内縁を保護することになった。 そこで判例はい わゆる 「準婚理: 論 を採用

借家権を承継することができる 続人が不存在であれば、 たとき、 0) 配偶者が援用して、 められる 分担が 民法において、 7ある。 相続人に差し迫った必要がない限り (民法九五八条の三)。 また、 内縁に認められる法的効果としては、 家主からの明渡請求に対し、 死亡による内縁解消時の効果としては、 生存内縁者は (借地借家法三六条)。 借地借家法においては、 「建物の賃借人と事実上夫婦又は養親子と同様の関係にあっ 「権利の濫用」とされ内縁者の居住権は保護される。 居住する権利を主張できる(ヨ) 相続人がいる場合でも、 内縁存続中は、 持ち家の場合、 相続人がいない場合、 同居 相続人から生存配偶者に明渡請 協力・ 相続人が承継した賃借権を生存 特別縁故者として財 扶助義務、 貞操義務. 借家の た同居者」 場合は、 求がなされ 産 婚姻費用 分与が認 として 内縁 相

規定し てい 障保険法 生存内縁配偶者に対しても、 内 る。 「縁保護の考え方は、 (健康保険法三条七項 すなわち、 国家公務員退職手当法一一条一項一 六条の二第一 内縁の配偶者を 項 社会保障制度においても採用され、 国民年金法五条八項、 同様の規定を置き「遺族」として遺族補償の受給資格が認められている 号、 厚生年金保険法三条二項等)、 「婚姻の届出をしてい 国家公務員共済組合法三 な いが、 健康保険や年金、 内縁配偶者の保護が広く認められてい 事実上婚姻関係と同様 一条一項 労働災害の分野では特別法が制定され 一号イ、 0) 国家公務員災害補償法 事情のある者を含む」と (労働者災害保 る。 また、

内縁保護法理 の適用の可能性につい 7

六条一項、

号、

厚生年金災害保険法三条二項等)。

れまで判例が培ってきた内縁保護法理 は、 主として、 事実婚夫婦の実態を重視し、 婚姻 届を提出 した夫婦と同 様

そこで、

に、 同居し、協力し合って生活してきた内縁夫婦に対し、単に届出がないという点が異なるのみで実質的には婚姻と (伝統的内緣)。

同視できるとして、保護の必要性を認めてきた

同性カップルにおいても、異性同士ではないという点が異なるのみで、

夫婦的共同生活の実態があれば、

内縁保護法理を適用しても良いのではないかという考え方もある。

そこで、 同性カップルに内縁保護法理が適用できるか検討してみたい。

$\widehat{\mathcal{T}}$ 同居・協力・扶助義務、 婚姻費用の分担

助義務および婚姻費用の分担が適用されると考えられる。 一巻五号七八九頁)。 準婚理論によれば、 また、 婚姻費用の分担についても認めている。 したがって、 同性カップルにも同居 協力・ 扶

内縁夫婦に同居・協力・扶助義務およびが発生するとする

(最判昭和三三年四月一一

日民集

1 同性カップル関係の不当破棄に対する責任

ら生じる法律上保護される利益を有するものと解釈しており、 第Ⅱ章で述べたとおり、 宇都宮地裁真岡支部および東京口頭裁判所判決は、 不当破棄に対する責任が生ずると判示している。 同性カップルにも婚姻に準ずる関係か (第

_ウ 財産分与の類推適用

判例は、 内縁関係が当事者の生前中に解消された場合 (離別による解消) に、 民法七六八条の財産分与の類推適用 とする

後、 権 たこと、 であり、 分与の類推 八年三月二三 産分与規定 ○号一三○頁 が認められない 最高裁は類推適用を否定した 法の予定しないところである、とする。この平成 定額 適用 の類 日 最判平 は準婚的法律関係の保護には適するが、 家月三六巻六号五 推適用の可否につい (三〇〇万円) ので、 成 最高裁 一二年三月一〇 の贈与があったこと等が消極的 が内縁の死亡解消について財産分与の類推 (最判平成一二年三月一 いては、 頁等、 Ĭ 消極説: 判例は積極・ ·民集五四巻三号一 大阪 消極の 相続による財産承継の構造の中に異質の契機を持ち込むもの 高決平 一二年の最高裁の事例では、 ○日民集五四巻三号一○四○頁)。 ○四○頁等)。 判断を導いたものとされてい 成四 両 説に態度が分かれてい 年 月 適用を否定するの 一〇日家月四五巻一号 方、 内縁の死亡による解消に対 継続的 た は理 (積極説 る。4 な夫婦共同 その 解 内縁配偶者に 一二〇頁等)。 理 できよう 一由として、 大阪家審昭 生活 が 心する財 は な その 財 続 産 Ŧi.

めている

(東京家審昭和三一

年七月二五日家月九巻一○号三八頁、

広島高裁昭和三八年六月一九日家月

Ŧi.

内縁解 続による承継を認める解釈が必然化するわけではない。」として、 守るため 度の体系を崩すことになりか 解消 を行うべきであるとする。 肯定説では、 の場合は相 消 0 学説は、 **!の際には清算されるべきであるが、** 方法としてであって…これを認めたからとい 続制度により処理する仕組みになっており、 肯定説、 「相続権がないことによって生じる不合理な結果を防ぎ、 否定説に分かれている。 否定説は、 ねないとする。 現行法の制度体系においては、 配偶者相 ただし、 肯定説は、 否定説も実質的な夫婦財産の清算の必要性を認め 続権 いって、 !が認められ 財産分与制度を死亡解消 法律婚の死亡解消に 準婚理論が維持される限り、 内縁の死亡解消 婚姻解消の場合には財産分与制 ない 以上、 共同生活者、 財 の場合にも類推適用をするべきだ も財 産分与の の場合に類 産分与を考慮 とりわけ内縁の 規定を類 内縁中に築かれ 推 適 畑する 度により、 推 7 適 その 妻 用 0) る Ĺ 利 は で相 益 産は L 制 を か

類推 肯定説の立場によれば、 <u>に適用による保護が可能であると考える。</u> 同性カップルにも共同生活の実態と財産関係の清算の必要性がある場合には、

財産分与の

VI おわりに

の対応 てきた「内縁保護法理」 対応の必要性が強く認識されている。そのような流れの中で、今回検討した判例は、わが国が判例・学説を通じて培っ 以上見てきたように、 (文科省の対応、 を同性カップルへ適用できることを認めるものであった。 LGBTの人たちに対する関心が高まる折り、 雇用均等法、 パートナーシップ条例等)、 国連の対応、 立法の対応 等を見ると、 (性同一性障害者特例法)、 LGBTの人たちへの 行政

ない。 事実に即した公平な解決を試みようとしたものである(®) 考え方が有力である。 現代における事実婚 内縁保護法理は、 確かに、 (内縁) 多様な婚姻関係に柔軟に対応し、 意図的に婚姻届を出さない人たちに対して準婚理論を単純に適用することは妥当では の形式は多様化しており、 法の欠缺を補うものとして、社会的、 準婚理論をすべての形式に単純に適用すべきでないという 経済的弱者を保護し

は、 ていることをもって憲法が同性婚を禁止していると解釈する立場がある。(ミュ の優位と男尊女卑を改め、 おける 最後に、 全ての国民が法の下に平等であり、 「家制度」の下での婚姻・離婚等に対する戸主の同意の必要性や、 同性婚について若干触れておく。 個人の尊厳と男女の本質的平等を基本原理とする趣旨である。 公平、 憲法二四条一 公正な扱いを受けることであって、 項は 「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し」と規定し 妻の無能力制度など、 しかし、憲法二四条の規定は、 性的指向による差別は許されない 憲法が保障する基本的人権 個 人に対する 明治民法に 家

る⁵⁵

実婚とし

て法的保護を与えていることは、

我が国において将来同性婚の導入を後押しするものとして期待が寄せられ

既に見たように、 解され と考えられる。 しているのも、 ない (傍線筆者)」と述べている。 憲法制定当時は同 今回検討した判例においては、 国連も人権問題として捉え、 .性婚が想定されていなかったからにすぎず、 したがって、 差別をなくすよう所見を示しているところである® 「憲法」 憲法三 一四条一 |四条が積極的に同性婚を禁止するとの解釈は困難である 項が、 『婚姻は およそ同性婚を否定する趣旨とまでは 両性の合意のみに基づいて成立し』と

は同 化 行政においても性的少数者に対する取組みが始まり、 ③諸外国の立法の趨勢、 に関する 決平成二五年九月四日民集六七巻六号一三二〇頁)が参考となる。判決において示された違憲判断理由 なお、 性婚、 については、 我が国において将来同性婚が認められるようになるかという点については、 (中略) ートナー 社会経済情勢の変化に伴い、 種々の事柄の変遷、 シップ制 となっている。 度の整備 ②社会の動向、 ① の が 進んでい 「事柄の変遷」と②の「社会の動向、 個人の生き方・意識が多様化し、 る。 高まりを見せている。 (54) 我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民意識の変化 加えて今回 1の判例 が、 そして、 同性 家族形態も多様化してい ゴカップ 家族形態の多様化、 非嫡出子の相続分の違憲判 ③についても、 ĺ 0) 共同 生活につ 諸外国 国民意識 は る におい 合理 また、 て 決 の変 最 って 性

いずれにせよ、 子どもから大人まで多様な人間関係を検討するには、 「人権」 を基本に据えることが求められる。

(追記) 本校は に対し、 ここに記して感謝の意を表する 令和. 一年度 「平成国 |際大学研究助 成 0) 研究成果の一つとして執筆したものである。 助 成金の配分

- 1 が使われている。 ては議論があり定まっていないが、本稿では一般的に用いられていると考えられる「LGBT」を使用する。なお、 「LGBTQ」(「Q」は queer あるいは questioning の略で、性的指向や性自認に縛られない、あるいは定まらないという意味 針間克己「セクシュアリティとLGBT」こころの科学一八九号八頁 (二〇一六年九月)、日本評論社。 用語の定義につい 最近は、
- 2 法案が閣議決定されたことを伝えている。 「台湾が同性婚法制化 アジア初」朝日新聞二〇一九年五月一八日朝刊、 この記事ではタイでもパートナーシップを認め

『「結婚の自由をすべての人に」私もトランスジェンダーの原告、 追加提訴 へ』朝日新聞 |〇二|〇年| 月 兀 日

- 4 3 二〇一四年に設立されたNPO法人である。http://emajapan.org/aboutemajapan NPO法人「EMA日本」は、Equal Marriage Alliance の略で、 朝日新聞二〇一九年二月一五日朝刊。その後、九州でも提訴があった。朝日新聞二〇一九年七月六日朝 平等な結婚、 つまり同性結婚が認められる社会を目指して 萷
- 5 NPO法人EMA日本、ホームページ http://emajapan.org/promssm/world
- 6 ぐって」拓殖大学論集政治・経済・法律研究一八巻二号五五頁(二〇一六年)参照 Obergefell v. Hodges, 576 U.S. 644 (2015) 本判決については、小竹聡「アメリカ合衆国憲法と同性婚 ─Obergefell 判決をめ
- 7 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/__icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf 性同 一性障害や性的指向・性自認に係る、 児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け)」
- 第三号)。そして平成二八年四月一日にこのパンフレットを発行した。 児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」と題する通知を都道府県の教育委員会に発出している(二七文科初児生 文部科学省は、平成二七年四月三〇日に文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 坪田 知広の名で「性同 一性障害に係る
- 8 ミナー No786 、の損害賠償請求」法学セミナー No781 | 一二〇頁 (二〇二〇年二月)。倉田玲 宇都宮地方裁判所真岡支部の判決に関する評釈として、松尾弘「同性カップルの一方から不貞行為をした他方とその相手方 一一○頁(三○二○年四月)、がある 「同性間ならば準々婚という新構成」法学セ
- 一一頁(二○二○年九月)。両判決に対する評釈として、二宮周平「同性カップルの共同生活~その評価と事実婚としての 東京地方裁判所令和 二年三月四日判決については、 小川惠 「同性カップルの関係解消と慰謝料請求」法学セミナー

17

日本経済新聞

平成二二年八月三一日夕刊

20

小野寺・前掲注

18

9 憲法に関するものとして、 戸籍時報 No804 二頁 福嶋敏明 (二〇二〇年一一月)。 同性婚と憲法 渋谷区パートナーシップ証明制度を契機に考える」

時

の法令 No1976

- ·成二七年四月三〇日 憲法三 一四条の解釈については、 一宮周平編 「新注釈民法 (一七)」親族 (一) 七九頁
- (1) 最判昭和三三年四月一一日民集一二巻五号七八九頁。
- (11) 最判昭和二三年一二月二三日(民集二巻一四号四九三頁)。
- 12 最判昭和四六年一○月二二日 (民集二五巻七号九八五頁)。
- 13 民法七 親族相続 (第六版) 四六—四七頁 (床谷文夫担当部分) 有斐閣アルマ (二)〇二)〇年三月

同性カップルが成年養子を利用することは、

性的関係をカモフラージュする目的ではなく家族関係

 $\widehat{14}$

最近の学説の中には、

- 卷一=二=三号八四頁 形成することにあるので有効とすべきではないか、 とする見解がある。 鈴木伸智 一成年養子縁組と同性愛」青山法学論集四
- 15 弁護士会館ブックセンター出版部LABO 大阪弁護士会人権擁護委員会 性的指向と性自認に関するプロジェクトチーム (二〇一六年六月) 「LGBTsの法律問題Q&A」 Q九参照
- 16 umisora.info/top/gyousyo/keiyakusakusei/zyunkon 最近では、行政書士等がこの種の契約書の作 :成の助言を行っている。 例 : うみそら行政書士 社会保険労務 士事 務 所
- 18 村政行「性同 性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」ジュリスト一二五二号、 平成一五年七月一六日法律第一一一号。本法についての紹介は多数あるのでここでは省略するが、 一性障害をめぐる法的状況と課題」ジュリスト一三六四号、 二—四頁、等参照。 六六—六九頁、 民法学的視点からのものとして、 例えば、 小 7野寺理 同
- 19 「子無し要件」 なお、平成二○年に第三条第一 が緩和された。 項第三号が改正され「現に子がいないこと」が「現に未成年の子がいないこと」に変更され!
- $\widehat{21}$ **賛成:寺田逸郎裁判官、大橋正春裁判官、** 木内道祥裁判官。 反対:大谷剛彦裁判官、 岡部喜代子裁判官
- $\widehat{22}$ 法律時報八七巻一一号(二○一五年一○月号)特集「親子法の現在と未来」を掲げておく。 本件批評は多数あるが、批評を一瞥できる資料として、 羽生香織 「性同一性障害を理由とする性別の変更と民法七七二条
- $\widehat{23}$ 法制 (親子法制) 部会は、 令和三年二月九日に開催された第 四回の会議にお いて、 民法 (親子法制 7の改正

た子の父子関係、等について見直しや検討することを提案している。 に関する中間試案をまとめた。中間試案では、 懲戒権、 嫡出推定、再婚禁止期間、 嫡出否認制度、 生殖補助医療により生まれ

法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00050.html

24 http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t 56-1.pdf、を参照のこと。 html/kaikoku/H 15_4.html、日本学術会議「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題―社会的合意に向けて―」(二〇〇八年四月) 生殖補助医療については、日本産婦人科学会「代理懐胎に関する見解」(二〇〇三年四月)http://www.jsog.or.jp/about_us/view/

法律」(生殖医療民法特例法)が第二〇三回国会で成立した(令和二年法七六号。 り出生した子の親子関係に関する民法の特例について定めることにある。 基本理念を明らかにして、国及び医療関係者の責務や国が講ずべき措置と、 により出生した子の親子関係に関する民法の特例」の三章一○カ条から成る。 の発議によるものであり、成立した法律は、「第一章 令和二年一二月四日に、「生殖補助医療の提供およびこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例 総則」「第二章 生殖補助医療の提供等」及び「第三章 第三者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療によ 同法の目的は、 同月一一日公布)。この法案は参議院議 生殖補助医療の提供等に関する 生殖補助医療 に関

- 25 二〇二一年一月八日現在:七四自治体、 出典:(c)渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ202
- https://nijibridge.jp/data/1100/

本条例に関する紹介として、大島梨沙「渋谷区パートナーシップ条例の意義と課題」

法学セミナー(七二七号)二〇一五年

26

- 27 「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例
- https://www.city.shibuya.tokyo.jp/reiki_int/reiki_honbun/g114RG00000779.html

28 partnership_qa.pdf 渋谷区ホームページ「パートナーシップ証明についてのよくあるご質問」。https://www.city.shibuya.tokyo.jp/est/oowada/pdf/

- $\widehat{29}$ city.shibuya.tokyo.jp/est/oowada/pdf/partnership3c.pd 「渋谷区パートナーシップ証明 任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き」平成二七年一〇月発行参照
- 31 30 本条例の制定が、世論に大きな関心を巻き起こしたことに意義がある。 二〇一六年八月六日(東京本社版
- 朝日新聞
- 厚生労働省告示第三八三号 平成二五年一二月二四日

39

283

- 33 .省告示第六一五号)最終改正:令和二年一月一五日厚生労働省告示第六号 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」 平成
- $\widehat{34}$ 平成二七年四月三〇日 二七文科初児生第三号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
- 35 めと排除、二〇一六年五月 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (国際人権団体) の報告書「出る杭は打たれる」日本の学校におけるLGBT生徒 0 C
- 36 国連ホームページ http://www.ohchr.org/Documents/Publications/BornFreeAndEqualLowRes.pdf#search='Born+Free+and+equal https://www.hrw.org/ja/news/2016/05/06/289496
- 37 自由権規約委員会 第九四回会期 ジュネーブ二〇〇八年一〇月一三日―三一日
- 規約第四〇条に基づき締約国より提出された報告の審査自由権規約委員会の最終見解
- 29. 委員会は、レズビアン、 ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー(性転換) の雇用、 住宅供給、 社会保障、
- を対象としているため、 教育、その他法により定められた分野(例えば公営住宅法第二三条一項が婚姻または婚姻関係にない異性のカッ 婚姻していない同性カップルが公営住宅を借りられない例や、 配偶者暴力防止法が同性のパ 1

プルのみ

- ることを検討し、 ナーによる暴力からの保護を排除している例にあるように)における差別に懸念を有する。 締約国は、規約第二六条に関する委員会の解釈に則り、差別を禁止する事由に性的指向が含まれるように法律を改正す - 未婚の異性の同棲カップルと同性の同棲カップルが平等に扱われることを確保すべきである。 (第二条一及び第二六条
- 外務省ホームページより http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kenkai.pdf
- 38 外務省ホームページより http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pd CCPR/C/JPN/CO/6 配布:一般 二〇一四年八月二〇日

最判昭和三三年四月一一日(民集一二巻五号七八九頁)

- なお、 判例理論の経過については、二宮周平「事実婚の判例 総合解説」 信山社 二〇〇六年参照
- 40 最判昭和三九年一○月一三日(民集一八巻八号一五七八頁
- $\widehat{41}$ $\widehat{42}$ 現在は、従来からある事実上・法律上の事情で婚姻ができない伝統的な内縁に対し、 最判昭和四二年二月二一日(民集二一巻一号一五五頁 主体的、
- 縁 タイプの の内縁) が登場している。 また、 新しいタイプの内縁は、 その目的が多様化している。 意図的に婚 姻届を出さない 内
- $\widehat{43}$ |宮・前掲注(39)二○○頁、 棚村政行「事実婚・同性婚の法的保護」 『二一世紀の法と家族』 小野幸 一先生古希記念論

44

- 法学書院(二〇〇七年)三一四 二宮・前掲注 (39) 一五一頁
- をめぐって」『取引法の変容と新たな展開』 「非相続人に対する相続財産の分配に関する一考察―内縁の死亡解消と財産分与の類推 川井健先生傘寿記念論文集三三七頁以下参照。 日本評論社(二〇〇七年
- 46 45 二宮周平「家族法」(第五版) 学説の詳細については、 許末恵
- 47 山口純夫「内縁生存配偶者の財産分与請求権」判例タイムス判例レビュー 一五九頁 新世社 (二〇一九年 五四三号一三一頁。

(一九八五年

用

- $\widehat{48}$ 二宮・前掲注 (39) 一五八頁
- $\widehat{49}$ 相続法理にとらわれず、別の法理によって図る方が理論的には一貫するのではないかとする説もある。許末恵・前掲注(45 棚村・前掲注(43)三三三頁。 二宮・前掲注 (46) 一五八頁。 なお、 学説の中には、 生存内縁配偶者の保護を実現するためには
- $\widehat{50}$ 二宮・前掲注(39)一九七頁。

三五〇頁。

- $\widehat{52}$ 51 憲法に関するものとして、 (二)(〇)(二)年 星野英一「家族法」五九頁 福嶋敏明 放送大学教育振興会 (一九九四年)、内田貢「民法V親族・相続」 同性婚と憲法 渋谷区パートナーシップ証明制度を契機に考える」 七五頁 時の法令 No1976 東京大学出版会
- $\widehat{53}$ 平成二七年四月三〇日参照 ='Born+Free+and+equa 国連ホームページ Born Free and Equal 参照。http://www.ohchr.org/Documents/Publications/BornFreeAndEqualLowRes.pdf#search
- 54 体における取組の詳細については、「『LGBT』差別禁止の法制度ってなんだろう?—地方自治体から始まる先進的取 前述した、文科省の取組、 かもがわ出版(二〇一六年五月)を参照のこと。 雇用分野における対応や地方自治体における「パートナーシップ条例 の制定等。 り組み」 地方自
- 55 二宮・前掲注(8)の戸籍時報の論文参照

LGBT法連合会/編

少数者)に関する課題を考える議員連盟」が発足し、平成二八年二月に自民党の正式な機関として「性的指向又は性自認に関 する特命委員会」が設置された。また、平成二七年四月五日に「LGBT法連合会」が発足し、 として―」法律のひろば六九巻七号四四頁(二〇一六年七月)によれば、平成二七年三月一七日に、 福嶋敏明・前掲注(52)、 加藤慶二「LGBTに関する差別禁止法理について―直接差別・間接差別・道理的配慮義務を中心 LGBT差別禁止法試案を公 国会に一LGBT (性的

<u>56</u> 表している。

題であるとの認識の社会全体での共有が望まれる」とする。

寺原真希子「セクシャル・マイノリティの法的問題」法律のひろば六九巻七号四三頁(二〇一六年七月)において「人権問 「児童の権利に関する条約」(平成六年五月一六日条約第二号)を念頭に置く。